

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>第3章 監査の結果及び意見</p> <p>2. 保育所事業</p> <p>(1) 公立保育所のあり方の検討状況</p> <p>① 保育所の整備について【意見1】</p> <p>神戸市では、待機児童の解消に向けて、私立保育所を平成27年度から平成29年度の間、6園整備することで新制度の潜在ニーズを含む将来需要に対応する予定であり、平成27年度には3園を整備支援予定である。</p> <p>残りの3園については、保育所の増改築や認定こども園への移行により定員が満たされる場合等を勘案して、その都度整備が必要かどうかを検討して進めるとのことである。</p> <p>将来的には、少子化の傾向にあることから平成29年度に待機児童が解消された後は、需給バランスが変化することが想定される。また、保育所の整備に関連することとして、公立保育所は築30年以上の施設が8割以上(築40年以上の施設が約3割)を占める等老朽化が進んでおり、建替の可否についても検討が必要な状況になることが想定される。</p> <p>神戸市における公立保育所の役割としては、以下が想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の私立保育所の安定的運営を図るための弾力的な需給調整機能 ・ 需要数から私立保育所での運営が困難な地域での保育の提供 ・ 虐待事例の見守り等特別に配慮を要する家庭・児童等へのセーフティネット ・ 保育プログラム・安全面・衛生面等の標準モデル <p>神戸市においては、これら公立保育所が果たすべき役割を明確にした上で、維持・配置すべき保育所数や児童定員数を想定し、施設の老朽化による建替等を勘案して、保育ニーズの減少に計画的に対応することが必要である。</p> <p>なお、施設の老朽化による建替に際しては、民間活力の利用、複数保育所の統合の検討、建替工事の発注方法の工夫等により、財政負担の軽減化を図ることが有用である。</p>	<p>将来的には保育ニーズが減少に転じることが予測されており、公立保育所としては需給調整機能の役割を果たす必要があると認識している。</p> <p>公立保育所のあり方については、公的支援機関として果たすべき役割を明確化し、その役割を果たし得る配置の考え方をまとめたうえで、個々の施設の規模や建物の老朽化の有無と周辺における民間事業者の施設の整備状況などを踏まえて検討していく。</p> <p>(こども家庭局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>(2) 認可保育所における品質管理</p> <p>① 非常勤職員の雇用の確保【意見2】</p> <p>神戸市では、平成29年度までに潜在的需要も含めて保育所の施設を確保する想定をしているが、図表3-2のとおり、50代以上の人材の占める割合が高い状況である。</p> <p>待機児童対策にあたっては、保育の質を低下させないように配慮することが必要であり、施設の確保のみならず、人員の確保も重要な課題となる。</p> <p>そのため、50代以上の人材については、定年退職後、再任用制度を活用するなどして品質を維持することが望ましいと考える。</p> <p>現在、神戸市は保育士のパートの時給を一律1,040円と定めているが、隣接都市である西宮市のように時間帯や曜日によって時給単価の差別化を図り、有能な専門資格を有する人材の確保に向けた施策を検討する必要がある。</p>	<p>定年退職後の再任用制度の活用については、既に現在取り入れており、今後も本人の意向等を確認しながら、実施していく。また、新たに平成27年度から実施している育児休業代替任期付採用試験の受験資格においては、年齢要件を設けておらず、幅広い年代から職員を採用することが可能となっている。その他保育士の確保に向けて</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>行財政局とも調整しながら検討を進めていく。 (こども家庭局)</p>	
<p>②50代以上の職員や非常勤職員に蓄積したノウハウの継承 【意見3】</p> <p>経験豊富な50代以上の人材が多数を占めることから、当該職員が有するノウハウをいかに次世代に伝達していくかが重要である。また、経験豊富な50代以上の人材の定年退職後の保育需要に対応するためには非常勤職員を確保する必要があり、非常勤職員に蓄積されるノウハウの継承も今後は課題となる。</p> <p>現状は経験豊富な50代以上の人材や非常勤職員のノウハウ継承については、現場でのオン・ザ・ジョブトレーニングに頼っている状況であるため、神戸市としてノウハウの蓄積の仕組みを構築する必要がある。</p>	<p>再任用・嘱託保育士を配置し、複数担任の一人として、若手職員の育成・保護者対応のノウハウ・クラス運営や保育技術の伝承を行っている。</p> <p>クラス担任の配置を行う上で、ベテラン保育士が若手職員を育成し、知識・技術向上に努めている。</p> <p>今後も、職場内外の研修や指導を充実させ資質向上を目指すところである。 (こども家庭局)</p>	措置済
<p>(3)民間社会福祉施設職員給与改善補助金交付に係る業務の効率化 【意見4】</p> <p>当該補助金の申請には、以下①～④の添付書類が必要である。</p> <p>① 補助金の算定基礎となる職員定数と補助金算定表 ② 正規雇用職員の勤続年数の算定表 ③ 〔満61歳以上〕正規雇用職員一覧表 ④ その他神戸市が指定する書類</p> <p>〔新たに他の措置施設の勤務期間を通算するときは、当該他の施設の「在職証明書」の写し等を添付〕</p> <p>市職員は、補助を受けようとする保育所から提出された②を元に、交付決定額の基礎となる民間社会福祉施設職員給与改善費補助金一覧表を作成している。②の資料を表計算ソフトを用いて作成する保育所もあるが、手書きで作成する保育所もあり、提出様式は園によって様々である。そのため、市職員は施設別に職員数を勤続年数区分(申請基準A～K)ごとに手作業で入力する必要がある。平成25年度時点の私立保育所数は145施設であり、ほとんどの保育所が当該補助金の申請を行っている(東灘区では22施設中21施設、灘区は15施設全てが申請している)。このように、当該補助金の交付は膨大な作業が行われている。以上の現状をふまえて、作業の効率化を図り、福祉施設職員給与改善費(平成25年度397百万円)、福祉施設職員加配(同年度716百万円)と金額的に重要性が高く、適切な交付額の算定を確保する観点から、②の提出様式を(i)表計算ソフトデータを用いて統一する、もしくは(ii)県や周辺自治体と協力し、保育士の勤続年数等のデータベースを共有することによって、手作業量を減らすことが望ましい。また、保育の品質管理の観点からも、勤続年数を把握することは人事政策においても有用である。</p>	<p>現在、保育士の勤続年数等のデータベース化を実施するにあたり、当該年間作業時間の算定及び実務を行う職員の割り当て等について課内で検討を行っている。 (こども家庭局)</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(4)認可外保育施設の管理、指導・監督状況【意見5】</p> <p>神戸市では、届出のあった全ての認可外保育施設(定員5名以下の施設及び事業所内保育施設は届出対象外)について指導監督を実施している。また、届出対象外の施設についても市の方で把握できた施設については指導監督を実施している。</p> <p>指導監督の結果を各施設に伝達し、重要なものについては改善状況の報告を受けているが、当該報告の中に健康診断の実施にあたり近隣医師との契約書を締結する予定であるとの改善報告がなされているものがあつた。実質的には改善が未了であるので、次年度の立入調査において、改善状況を確認することが重要である。</p>	<p>当該年度に改善すべき項目があつた施設については、次年度の立入調査時において、国の指導監督基準を満たしているか調査するとともに、改善状況について確認している。</p> <p>(こども家庭局)</p>	<p>措置済</p>
<p>3. 幼稚園事業</p> <p>(1)公立幼稚園のあり方の検討状況</p> <p>③公立幼稚園の今後のあり方について【意見6】</p> <p>神戸市においては、少子化の進行状況を踏まえて、小中学校・幼稚園・高等学校の広範囲にわたる、校種間の連携や一貫教育の検討を進めるにあつての提言を「神戸市立学校園のあり方懇話会報告」(平成22年4月)という形で受けており、それに沿つた形で神戸の学校教育がより魅力のあるものになるよう取り組んできている。その中心的役割を果たす神戸市教育委員会によると「これからの公立幼稚園が果たすべき役割」は以下のとおりである。(平成26年12月公表の「子ども・子育て支援新制度実施後の市立幼稚園のあり方(案)」より抜粋)</p> <p>イ. 幼児期における特別支援教育(インクルーシブ教育システム)の充実</p> <p>ロ. 西北神等(私立幼稚園では経営の成り立たない地域)での就園の確保</p> <p>ハ. 質の高い幼児期の教育の実践及び発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育に関する実証的な調査研究の推進及び成果の発信 ・ 長年培ってきた幼稚園教育要領に則つた教育の実践及び公開保育の実施 ・ 適正規模(複数クラス・人数)での保育の提供及び3歳保育の実施 <p>この「これからの公立幼稚園が果たすべき役割」を果たす上で、①、②で述べたとおり、園児数減少による公立幼稚園運営の採算性や、単学級幼稚園における良質な教育環境の確保、さらに施設の補修状況・今後の補修発生見込等を総合的に勘案し、すでに公表されている「神戸市立学校園のあり方懇話会報告」(平成22年4月)に沿つて統廃合を進めるべきであると考える。</p> <p>現在、神戸市では新制度実施後のあり方について平成27年度～平成31年度までに10園の削減計画を立案しているが、懇話会報告では中長期の取組への期待を示しており、中長期的な統廃合計画の立案・取組が望まれる。</p> <p>なお、3歳児保育についても、私立幼稚園と競合する公立幼稚園は統廃合されると仮定すれば、公立幼稚園が有すべき機能である、「教育の質についての指導的機能」に加え、新制度に沿つた幼保小一体の観点からの積極的な指導的役割が期待される。</p>	<p>平成22年4月の「神戸市立学校園のあり方懇話会報告」及び子ども子育て支援新制度の「教育・保育の量の見込み」を踏まえて、今回5か年の中期的な計画を策定し再編と合わせて公立幼稚園の役割を示した。</p> <p>公表をしたあり方(案)では、平成27年度～平成31年度までに10園程度の削減を計画しているが、それ以降も子ども子育て支援新制度の「教育・保育の量の見込み」を勘案し再編を進めていく。</p> <p>3歳児保育について、公立幼稚園の再編に併せて施設の状況や職員配置等を考慮しながら、拡大を検討する。(教育委員会)</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>④公立幼稚園の統廃合の検討について【意見7】</p> <p>現在、少子化の傾向を受けて、統廃合について市街地を中心に検討されているが、西北神等に位置する農村部の方が園児数は少ないため、幼児教育の環境改善の観点から統廃合を検討すべき状況にある。</p> <p>農村部においては、小中学校区との関係を考慮した上で、バスの設置等柔軟な対応策を取り組むことにより統廃合が進められないかを検討し、幼児教育の質の向上と、神戸市全体の公立幼稚園の公費負担額(平成25年度2,170百万円)の軽減を図るべきである。</p> <p>なお、平成26年12月に市民意見を募集している「子ども・子育て支援新制度後の市立幼稚園のあり方(案)」では、現状の市街地32園を対象に統廃合計画は示されているが、西北神等10園については、当面の間存続し地域全体の取組の中で対応を検討するとされている。</p>	<p>従前より、西北神等に位置する農村部の幼稚園について、特に地域の子どもが少ない幼稚園においては話し合いを継続している。</p> <p>今回の再編計画における公立幼稚園の役割の一つとして、「私立幼稚園では経営の成り立たない地域での就園の確保」と位置付けた西北神等10園は、過疎という問題を抱えるとともに、小(中)学校と併設・隣接し市街地の幼稚園よりも地域とのつながりが深い特徴がある。</p> <p>又、北神地域について、市では農村部の人口流出を防ぐため「農村活性化プロジェクトチーム」を立ち上げ取り組んでいるが、地域からは「幼稚園が3歳保育を行っていないから地域外に出てしまう」「地域に保育所がないから地域外に出てしまう」「一旦地域外に出てしまうと戻ってこない」という話を聞いており、子育て環境が整っていないことが人口流出の一要因とも捉えられている。</p> <p>西北神等10園の再編、園バス運行の検討は、地域の取り組みと、小(中)学校とも大きく関連するとともに、私立幼稚園・保育所が近くにある市街地とは状況が大きく異なることから今回の再編計画とは別扱いとしている。</p> <p>今後、意見も参考に検討するとともに、幼保小(中)を含めた子育て環境の視点を考慮し関係部局も含め協議を進めていく。</p> <p>(教育委員会)</p>	<p>他の方法で対応</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況																								
<p>⑤休園幼稚園について【意見8】</p> <p>休園幼稚園とは、神戸市立学校設置条例別表1(第3条関係)幼稚園に記載されているものの、園児募集を行っていない幼稚園であり、休園幼稚園の園舎及び土地は行政財産として教育委員会の所管となる。</p> <p>平成26年9月1日現在において休園となっている公立幼稚園は5園あり、活用状況は以下のとおりである。</p> <p><図表3-15> 休園幼稚園</p> <table border="1" data-bbox="199 526 927 940"> <thead> <tr> <th>園名</th> <th>休園年月</th> <th>敷地時価(千円)</th> <th>活用状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くすのは</td> <td>昭和61年3月</td> <td>96,600</td> <td>平成27年3月に閉園予定である。湊川多聞小学校でプレイルームとして使用しており、小中学校の統廃合に伴い平成27年度からは園舎を解体して統合中学校のグラウンドとして利用する予定である。</td> </tr> <tr> <td>御崎</td> <td>平成12年3月</td> <td>262,710</td> <td>市営住宅1階にあり、園庭は地域の子どもの遊び場等に利用し、園舎は高齢者自立支援の拠点として利用している。</td> </tr> <tr> <td>有馬</td> <td>平成12年3月</td> <td>202,926</td> <td>有馬小学校で職員室、プレイルーム、クラブハウスとして使用している。</td> </tr> <tr> <td>谷上</td> <td>平成5年3月</td> <td>29,040</td> <td>谷上小学校内にあり、地域スポーツクラブハウス、放課後子供教室、市民図書室、学童保育コーナー、民具資料室として使用している。</td> </tr> <tr> <td>多井畑</td> <td>平成14年3月</td> <td>125,837</td> <td>平成16年3月に台風被害により園舎を撤去しているものの、その後10年間休園状態が継続している。園舎解体後の敷地は地域の子どもの遊び場等に利用している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のうち、多井畑幼稚園については、園舎を撤去してから10年以上経過しても廃園にされることなく休園状態が継続しており、本来の目的で利用することが見込まれない資産が長期間にわたって教育委員会の管轄とされている。</p> <p>少子化傾向が顕在化した状況下で、休園となってから10年間以上も施設の有効活用が全市レベルで実施されなかった体制に問題があると考え。少なくとも、休園幼稚園については、定期的に教育委員会以外の部局を加えた施設利活用の検討がなされる仕組みが必要である。</p>	園名	休園年月	敷地時価(千円)	活用状況	くすのは	昭和61年3月	96,600	平成27年3月に閉園予定である。湊川多聞小学校でプレイルームとして使用しており、小中学校の統廃合に伴い平成27年度からは園舎を解体して統合中学校のグラウンドとして利用する予定である。	御崎	平成12年3月	262,710	市営住宅1階にあり、園庭は地域の子どもの遊び場等に利用し、園舎は高齢者自立支援の拠点として利用している。	有馬	平成12年3月	202,926	有馬小学校で職員室、プレイルーム、クラブハウスとして使用している。	谷上	平成5年3月	29,040	谷上小学校内にあり、地域スポーツクラブハウス、放課後子供教室、市民図書室、学童保育コーナー、民具資料室として使用している。	多井畑	平成14年3月	125,837	平成16年3月に台風被害により園舎を撤去しているものの、その後10年間休園状態が継続している。園舎解体後の敷地は地域の子どもの遊び場等に利用している。	<p>この度、子ども子育て新制度により「教育・保育の量の見込み」いわゆるニーズ把握が可能となったことから、再編計画の中で現在休園中の幼稚園について、閉園手続きを進める。</p> <p>(教育委員会)</p>	<p>措置方針</p>
園名	休園年月	敷地時価(千円)	活用状況																							
くすのは	昭和61年3月	96,600	平成27年3月に閉園予定である。湊川多聞小学校でプレイルームとして使用しており、小中学校の統廃合に伴い平成27年度からは園舎を解体して統合中学校のグラウンドとして利用する予定である。																							
御崎	平成12年3月	262,710	市営住宅1階にあり、園庭は地域の子どもの遊び場等に利用し、園舎は高齢者自立支援の拠点として利用している。																							
有馬	平成12年3月	202,926	有馬小学校で職員室、プレイルーム、クラブハウスとして使用している。																							
谷上	平成5年3月	29,040	谷上小学校内にあり、地域スポーツクラブハウス、放課後子供教室、市民図書室、学童保育コーナー、民具資料室として使用している。																							
多井畑	平成14年3月	125,837	平成16年3月に台風被害により園舎を撤去しているものの、その後10年間休園状態が継続している。園舎解体後の敷地は地域の子どもの遊び場等に利用している。																							
<p>⑥廃園幼稚園について【意見9】</p> <p>廃園幼稚園とは、すでに神戸市立学校設置条例別表1(第3条関係)幼稚園 から削除された幼稚園であり、廃園幼稚園の園舎及び土地は普通財産となり原則として行財政局管財課の所管となる。</p> <p>平成26年9月1日現在において廃園となった公立幼稚園は26園あり、その後の活用状況は以下のとおりである。</p> <p><図表3-16> 廃園幼稚園の活用状況</p> <table border="1" data-bbox="199 1624 893 1814"> <thead> <tr> <th></th> <th>活用方法</th> <th>園数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>小学校へ編入</td> <td>12園</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>他局への移管の上、転活用</td> <td>11園</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>教育委員会内での転活用</td> <td>2園</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>未活用</td> <td>1園</td> </tr> </tbody> </table> <p>③の中には旧幼稚園の園舎の一部が5階建ての市営住宅の1階部分にあり、現在、文化財倉庫として利用しているところがある。1階部分は商業施設への転用等、利用用途は広いため、他の有効活用を検討する余地がある。</p> <p>④の1園についてはすでに建物は撤去済みであるがその跡地が活用されていない。当該跡地については神戸市が所有する隣接地との一体利用を検討しているものの、具体的な計画はない。</p> <p>ここで、神戸市所有の資産である公立幼稚園及びその敷地を転用</p>		活用方法	園数	①	小学校へ編入	12園	②	他局への移管の上、転活用	11園	③	教育委員会内での転活用	2園	④	未活用	1園	<p>廃園幼稚園については、これまで可能な限り売却や賃借等有効活用に努めてきているところであるが、周辺の状況や物件自体の構造上の問題等の要因により有効活用できないものも一部存在しており、意見を踏まえ引き続き関係部局と協議したい。</p> <p>(教育委員会)</p>	<p>措置方針</p>									
	活用方法	園数																								
①	小学校へ編入	12園																								
②	他局への移管の上、転活用	11園																								
③	教育委員会内での転活用	2園																								
④	未活用	1園																								

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>することは資産の有効活用の観点からも望ましいと考えられる。【意見7】で記載したとおり、理論上は1園廃園して、その跡地を売却すると約2億円の収入を得ることになり、その効果は大きい。</p>		
<p>(2) 幼稚園預かり保育事業の推進強化【意見10】</p> <p>預かり保育については、全園が保護者に対してアンケート調査を行い、そのニーズに応じて、各園長の裁量により柔軟に対応しているところである。ただし、夏休み期間の預かり保育については、「就労している保護者がおらずニーズがない」という理由で、実施していないという園も見受けられる。</p> <p>これは、神戸市として、保護者に対する公立幼稚園の預かり保育についての周知不足に主因があると考えられ、新制度移行への過渡期ではあるものの、保護者へのアンケートを実施し、仮に母親の就労意欲が高い場合は、公立幼稚園での預かり保育について夏休み期間の預かりを含め検討する必要がある。</p> <p>また、公立幼稚園の預かり保育の充実については、特別な支援を必要とする幼児へのニーズが増加傾向にあることから、保護者が公立幼稚園を選択することが可能となる場合も想定され、公立幼稚園のあり方の一項目である、「幼児期における特別支援教育（インクルーシブ教育）の充実」の観点からも積極的に取り組む必要があると考える。</p>	<p>平成27年1月15日に各園の保護者へ預かり保育制度の周知と保護者アンケートを実施した。その結果、夏休み期間の預かり保育の利用希望は、7割であった。保護者の就労率は1割強であることから、夏休み期間の預かり保育利用の目的は、リフレッシュが大半であると考えられるが、前向きに検討していく。</p> <p>特別な支援を必要とする幼児の預かり保育は、現在も行っており今後も継続する。（教育委員会）</p>	措置済
<p>(3) 私立幼稚園振興助成金【意見11】</p> <p>私立学校振興助成金とは、神戸市私立学校振興助成要綱に基づいて交付されるもので、同要綱の定めに従い、私立幼稚園に対して、設備の修繕等に使用される一般助成と教材の購入等に使用される幼稚園助成金を交付している。</p> <p>当該助成金について、任意で抽出した助成金の支出に係る書類を検証したところ、以下の点が見受けられた。</p> <p>購入予定項目を記載した申請書と実際に購入した品目を記載した実施報告書との間に差異が生じているものがあった。この点に関して神戸市としては、実施報告の品目が助成金の趣旨に合致していれば問題ないとのことであったが、購入予定項目を記載した申請書と実際に購入された品目との間に差異がある場合においては、実際に購入された品目が助成金の目的に照らして妥当であったことを確認し、確認した内容を神戸市として記録しておくことが望ましい。</p> <p>また、助成により支出した場合に契約書や領収書等は各幼稚園で5年間保存することとされており、市長が必要と認めるときには助成金の使途について調査することがあるとされている。</p> <p>平成24年度以前補助分において調査を実施した事例はないとのことであるが、助成金の適切な使用を維持するため、適宜実施することが望ましい。</p>	<p>平成27年9月の補助申請受付に向けて、申請内容の変更について、理由の附記を求めること等の要綱改正を検討している。（こども家庭局）</p>	措置方針
<p>4. 認定こども園</p> <p>(1) 認定こども園事業の推進について【意見12】</p> <p>神戸市は、市立の認定こども園を設置していない。</p> <p>また、新制度に移行する平成27年度以降において、公立保育所、公立幼稚園について、認定こども園への移行を具体的に検討するに至っていない。</p>	<p>神戸市子ども子育て支援事業計画の教育・保育の提供体制の確保方策においては、1号認定（認定こども園）</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況																				
<p>幼保一体化の推進を図っていく中において、現在問題となっている待機児童問題が解消した後に訪れる幼稚園、保育所の供給過剰の状況を見据えて、公立幼稚園、公立保育所の役割を明確にした上で、認定こども園として運営していくことの是非について検討していくことが望まれる。</p>	<p>も園及び幼稚園)と2号認定(幼児教育利用希望強)をあわせた「量の見込み」が、各年度とも利用定員を下回っている。こうした状況で、公立保育所が認定こども園となり、新たに1号認定こどもを受け入れると、幼稚園等への影響は少ないと考えている。当面は状況を見極めつつ保育所として運営を行い、今後公立保育所のあり方について、公的支援機関として果たすべき役割を含め、検討していく。</p> <p>(こども家庭局)</p> <p>新制度の下では、幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行は義務付けられていないこと、公立幼稚園のこども園化については新たに保育機能を付加する必要があることから、公立幼稚園は新制度における幼稚園に移行する。</p> <p>(教育委員会)</p>	<p>他の方法で対応</p>																				
<p>5. その他の保育サービス事業</p> <p>(1) 病児・病後児保育事業のあり方【意見13】</p> <p>病児・病後児保育施設について、平成26年10月時点で、施設数は13か所であり、兵庫区のように1か所もない地域もある。平成26年度では東灘区に1か所整備予定である。</p> <p>病児・病後児保育実施施設の設置運営にあたり課題の一つとして、職員配置基準が保育所や病院の同基準に比べて比較的ハードルが高いことに加え、当日の急なキャンセルや利用人数の時期的変動が大きい、対応する保育士・看護師を一定数確保する必要があり人件費が負担となることが考えられる。神戸市について、病児・病後児保育の利用率を定員に対する利用人数で試算してみると60%前後となる。</p> <p><図表3-17> 病児・病後児保育に係る利用率の試算</p> <table border="1" data-bbox="215 1848 901 1993"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員(A)</td> <td>70</td> <td>74</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>利用人数(B)</td> <td>9,405</td> <td>10,697</td> <td>11,991</td> </tr> <tr> <td>1日あたり利用人数(C) = (B) ÷ 240</td> <td>39</td> <td>45</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>利用率(C) ÷ (A)</td> <td>55.7%</td> <td>60.8%</td> <td>64.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)年間の平均利用可能日数を240日と考えて試算している。</p> <p>一方、新制度における病児・病後児保育の将来のニーズ量について、神戸市では、厚生労働省の手引きをベースに、「病児・病後児</p>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	定員(A)	70	74	78	利用人数(B)	9,405	10,697	11,991	1日あたり利用人数(C) = (B) ÷ 240	39	45	50	利用率(C) ÷ (A)	55.7%	60.8%	64.1%	<p>病児・病後児保育の今後のあり方については、事業の充実を目指し、神戸市医師会と協議を続けている。</p> <p>(こども家庭局)</p>	<p>措置済</p>
	平成23年度	平成24年度	平成25年度																			
定員(A)	70	74	78																			
利用人数(B)	9,405	10,697	11,991																			
1日あたり利用人数(C) = (B) ÷ 240	39	45	50																			
利用率(C) ÷ (A)	55.7%	60.8%	64.1%																			

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>保育の実態把握と質向上に関する研究」による平均キャンセル率(25%)を加味して補正しているが、潜在的なニーズの回答数も含むため、平成27年度で24,787人という需要見込みとなり、平成25年度の実績11,991人に対して約2倍になる。利用率が低い現状において、新制度での需要見込みに対応する受入可能枠の整備は決して容易ではなく、今後の利用人数の推移を注視し、柔軟に対応する必要がある。</p> <p>実施施設数を増加させる場合には、協力してもらおう医療機関側の実態と運営上の課題をより詳細に把握し、保育室設置時の施設整備や職員配置に関する柔軟な補助制度を再検討する必要がある。また、利用率の低さを改善するため、広報の強化や、就労する保護者がより一層利用しやすいよう現在の仕組みを再考することも必要である。「訪問型病児保育モデル事業」(大阪市の一部の区で実施)や、「こども緊急サポートネットワーク」(札幌市で実施)のような事業もあり、神戸市における現在の医療機関併設型の病児・病後児保育の今後のあり方を継続的に検討することが望ましい。</p>		
<p>(2) ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>①緊急時のマニュアル整備について【意見 14】</p> <p>協力会員が活動している最中に、災害等の緊急事態が生じた場合の対応マニュアルが整備されていなかった。緊急時の対応を明確にすることにより依頼会員、協力会員双方の不安感を取り除くことに資するため緊急時のマニュアルを早急に整備することが望ましい。</p>	<p>緊急時の対応マニュアルを作成し、会員への周知をはかる。(こども家庭局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>②他の子育て関連施設等との連携について【意見 15】</p> <p>平成25年度の安心こども基金管理運営要領:別添6の7「ファミリー・サポート・センター事業」には、ファミリー・サポート・センターの事業内容として「子育て支援関連施設・事業(保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等)との連絡調整」が任意事業として挙げられている。神戸市では、これらの施設、事業主体等との連絡・調整の場は設けていない。</p> <p>しかし、同事業が地域住民の相互協力を通じて臨時的に短時間の保育を行うものとはいえ、行政が所管する保育サービスの一環として情報共有を適時に図り、必要に応じ協力会員にフィードバックすべきである。</p> <p>なお、事業の受託者である市社協が、拠点児童館等市立児童館の指定管理者でもあることから、児童館とは連携が取れている状況にある。</p> <p>また、保育所・幼稚園・小学校の施設をファミリー・サポート・センターで活用可能かについて検討することで、保育サービスの幅を増やすことが望まれる。</p>	<p>保育所等児童館以外の子育て支援関連施設の情報についても、協力会員へ情報発信等を行う。</p> <p>また、現行のファミリー・サポート・センター事業は、依頼会員と協力会員の準委任契約に基づき協力会員宅で実施する制度設計となっている。保育所等の利用者への広報の強化や協力会員の増加に取り組む。(こども家庭局)</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>③会員獲得のインセンティブの設定【意見 16】</p> <p>ファミリー・サポート・センターの事業計画においては、事務局の体制強化や積極的な広報活動等を通じて、協力会員・両方会員のさらなる増加やマッチング(依頼に対する協力会員の紹介)件数の拡大に努め、増大するニーズに対応できる制度にするとされている。増大するニーズへの対応としては、平日に実施されている会員登録</p>	<p>講習会の開催数の増加や、要望のある地域への出張開催を実施するなど、協力会員の確保に向けた取り組みを市社協とともに進</p>	<p>他の方法で対応</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
録時の講習会を土曜日に実施する等の対応がなされているが、平日に対応できる会員を増やすことが必要であることから、市社協との契約において、協力会員・両方会員の増加やマッチング件数の拡大に連動する報酬部分を設けることが有用であると考え。	める。(こども家庭局)	
<p>④複数の協力会員、依頼会員の共同運営の検討【意見 17】</p> <p>保育施設の保育開始前・終了後や放課後児童クラブ終了後の協力会員宅での預かり、保育施設までの送迎等、協力会員と依頼会員の相対の関係として運営されているが、複数の協力会員、依頼会員の共同運営が可能となればより制度の活用可能性が広がると考えられるので、複数の協力会員、依頼会員の共同運営に係る課題を整理し、共同運営の実施に向けた検討を行うことは有用であると考え。</p>	<p>現行のファミリー・サポート・センター事業は、依頼会員と協力会員の準委任契約に基づく制度設計となっているため、共同運営を行っていく際に課題となってくる、責任の所在や加入する保険の内容などについて、今後検討する。</p> <p>(こども家庭局)</p>	措置方針
<p>6. 地域子育て支援拠点整備事業</p> <p>(1) 地域子育て支援センター</p> <p>①保育体験型親支援事業の他区への展開【意見 18】</p> <p>保育体験型親支援事業は、育児不安を抱えている、または、子どもとの接し方がわからない等の問題で困っている親に対して、保育所の場を利用し、より実践的で、個別継続的な助言や指導を実施している事業であり、平成25年度より東灘区、長田区、須磨区の地域子育て支援センターで行われている。</p> <p>新生児訪問や乳幼児定期健診等、全ての子育て世帯を対象とした一般的な事業の中では、詳細な事情の把握が難しい在宅児で、かつ、個別の支援の必要な家庭に対する事業であり、親の孤立化を防ぎ、虐待等の防止にもつながり、有用な事業であることから他区への積極的な展開を図られることが望ましい。</p>	<p>他区のセンターにおいても、従来からのひろば事業等だけでは十分に支援できず、個別支援が必要な家庭が増えているという認識は持っており、保育体験型親支援事業とは異なるものの、きめ細かい親支援という視点を持って事業に取り組んでいる。</p> <p>今後も、区のこども家庭支援課等の関係機関と連携しながら、また保育体験型親支援事業の効果等を適宜検証しながら、個別支援の必要な家庭に対するきめ細かい親支援の拡充について検討していく。</p> <p>(こども家庭局)</p>	措置方針
<p>②事業報告書の指標について【意見 19】</p> <p>現状、地域子育て支援センターの事業報告書上は、セミナーの開催回数や情報発信の回数が事業成果として報告されているが、本当の意味での事業の効果としては、開催したセミナーが市民にとってどのような効果があったかを測定し報告することが有用である。</p> <p>事業の参加者へ積極的にアンケートを実施する等、より直接的に効果を測定し、その結果を報告書に記載することが有用であると考え。</p>	<p>利用者アンケートの拡充などにより、効果測定の方法を見直し、事業の効果が見えるように報告書に記載する。</p> <p>尚、具体的な取組内容については今後のセンター所長会議などを活用して検討</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>していく。 (こども家庭局)</p>	
<p>(2) 児童館 ①児童館の老朽化対策及び今後のあり方について【意見 20】 児童館の設立後経過年数は以下のとおりとなっており、老朽化が進んでいる。 また、神戸市所有の児童館建屋の老朽化対策について、改修計画はなく、要望があったものに対してその都度対応する形となっており、過去5年間の老朽改修修繕費は図表3-19のとおりとなっている。 現在は、児童館が実施している事業のうち、学童保育の過密解消が喫緊の課題となっており、小学校施設を活用する対応を行っている地域も見られる。しかし、すこやかクラブ等の親子クラブへの認知度、利用度が高い等、学童保育事業以外へのニーズも高い。0歳から18歳未満までの児童を対象にした施設である特徴、長年小型児童館を運営してきたノウハウが蓄積されてきていることを活かしつつ、老朽化した児童館について、今後予想される、大規模修繕や建替を検討すべき時期の到来を見据えて、児童館の果たすべき役割を明確にするるとともに、地域のニーズに合わせて対応を検討していくことが必要である。</p>	<p>総合的な放課後施策を検討する中で児童館の役割を明確にするるとともに、老朽化が著しい施設については、需要・地理的状況・代替施設の状況等を総合的に勘案しながら、大規模修繕による対応等に順次取り組んでいく。 (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>(3) 総合児童センター ①総合児童センターのノウハウの活用【意見 21】 「神戸っすこやかプラン」において、総合児童センターは、児童福祉の中核施設として児童に関する問題に総合的に対応するセンター機能の強化を図るものとされている。同センターは、市社協が運営し、健全育成事業・療育指導事業において、子育てに関する催し・親子教室・講演会等を多数開催し、子育てに関する外部の専門人材の情報や各講座の資料、各事業・プログラム等の満足度調査(アンケート)結果等をノウハウとして蓄積している。 しかし、各種イベント・プログラムの実施報告は記録として保存管理され、年1回の事業報告書や各種冊子等にて市内児童館との情報共有はされるものの、その情報はデータとしては一元化されておらず、児童館以外の他の子育て関連機関や、私立保育所・私立幼稚園等へのデータ連携の仕組みがない。 神戸市全体で共有すべき有効な情報は、他施設へ提供しやすい形で適時に集約した上で、子育てコーディネーターが中心となって、各区の地域子育て支援センター・こども家庭支援課とともに、児童館のみならず各地域の子育て関係機関へ定期的に提供し、情報面・人材面ともに積極的に活用すべきであり、基本的に総合児童センターのノウハウや情報は関係機関で共有されることが望ましい。</p>	<p>総合児童センターで蓄積している健全育成事業や療育指導事業等のノウハウや情報、報告書について、同センターの健全育成部会や療育指導部会等での報告や関係団体等への送付を行い、子育て関連機関との情報共有の強化を図っている。 (こども家庭局)</p>	措置済
<p>7. 放課後児童・青少年育成施策 (1) 学童保育 ①学童保育を行う場所の確保【意見 22】 一人あたりの広さの面で国の基準、神戸市の基準を満たしていない過密状況となっている学童保育があり、その解消が喫緊の課題となっている。これについては、こども家庭局が中心となり、教育委員会及び小学校との連携を重ねながら小学校の校舎、敷地を活用し</p>	<p>実施場所の確保については、平成27年3月に「神戸市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成31</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>解消に努めている。しかし、学童保育の対象が小学校6年生まで広がるなか、平成31年度までに過密解消を実現するためには、こども家庭局、教育委員会及び小学校がより一体的に取り組むことはもとより、近隣の公共施設・建物の利用可能性検討のため、全市体制でサポートすべきである。なお、施設ごとに事情が異なり、個別対応が必要であるため、推進担当課の人員等を含めて検討する必要がある。</p> <p>また、神戸市では学童保育を行っている児童館が多数存在するが、【意見20】に記載のとおり、児童館については施設が老朽化しており、今後のあり方を検討する時期が到来していると考えられることから、将来にわたっても対応できるよう、計画的な学童保育の施設の整備を検討する必要がある。</p>	<p>年度までに、学童保育を必要とする高学年を含めた全ての児童を受け入れることができるよう、計画的に進めることとした。</p> <p>そのために、平成27年度より、こども青少年課に放課後コーディネーター2名（小学校長OB）および市社協に放課後施策推進員2名を新たに配置して体制を拡充し、小学校をはじめとする関係機関と調整を図りながら、小学校内で実施場所を確保するなど、学童保育の過密解消や全ての児童を対象とした、放課後の安全・安心な居場所の拡充に取り組む。</p> <p>（こども家庭局）</p>	
<p>②指導員の処遇について【意見 23】</p> <p>学童保育の主たる実施場所である児童館は、常勤者として正規指導員1名、臨時指導員1名とパートタイムとしての指導員補助数名(学童保育の児童数により異なる)で運営されている。指定管理料の基礎となる人件費のうち地域団体運営の正規指導員及び臨時指導員については、通勤手当込で年間2,345～2,709千円、指導員補助については、時給920円で主に小学校の放課後の時間である3～4時間のパートタイムを基礎に計算されている。この状況からは、指導員が独立して生計を維持していくことは困難であり、また、経験により昇給する仕組みではないことから、有資格者等の優秀な人材を確保することがより困難となることが予想される。見込まれる学童保育のニーズの増加に対応するための人材確保、神戸市主導の研修による人材の育成を通じた指導員の地位向上が急務である。</p> <p>なお、学童保育の利用料が近隣都市と比して低くなっており、一律の設定となっていることから、保育料について所得に応じた金額設定を行う等についても検討の余地があると考ええる。</p>	<p>平成27年度より指導員や放課後児童支援員の処遇改善に向けた委託料や助成金の拡充を図った。</p> <p>また、今後も継続して職員の資質向上のための研修を行うほか、放課後児童支援員に必要な知識・技能を習得するため、都道府県の主催する研修の受講を条例で義務づけた。</p> <p>（こども家庭局）</p>	措置 済
<p>(2) 放課後子供教室</p> <p>①放課後子ども総合プランへの対応について【意見 24】</p> <p>平成19年から放課後子供教室（神戸っ子のびのびひろば）を実施しているが、地域団体等によるボランティアに依存しているため、各小学校区により実施内容にばらつきがあるとともに実施回数も週2回程度となっているところが多くなっている。</p> <p>平成26年に国から公表された「放課後子ども総合プラン」では、平成31年までに全小学校区において放課後児童クラブ(学童保育)と放課後子供教室の一体または連携により実施することが目標とされており、週5回の放課後子供教室の実施が不可欠となった場合、地域団体等によるボランティアを基礎とした実施には限界があると</p>	<p>「放課後子どもプランモデル事業」について、新たに平成26年度は2校、また平成27年度4月より1校を加え、現在8校で実施している。</p> <p>児童館の指定管理者が運営主体となり、教員や保育等の資格があるひろば指</p>	措置 方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>思われる。</p> <p>神戸市では、平成25年度から児童館が運営主体となって、神戸っ子のびのびひろばと学童保育を一体的または連携して取り組む「放課後子どもプランモデル事業」を5つの小学校区で展開しているが、以下の課題があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後子供教室事業を週5日に増加したことから「放課後子どもプランモデル事業」の展開前(平成24年度)と展開後(平成26年度)との費用負担額の比較において、一体型で平均1.7倍、連携型では約7倍に増加しており、財政負担の増加が明確である。 「放課後子どもプランモデル事業」は児童館が運営、地域が協力という形で進めているため、神戸っ子のびのびひろばが週2日程度から週5日に増加し、引き続き地域の協力が得られるかが問題となるとともに、高学年も対象とした場合に指導員の人数が確保できるか、また質の確保をどのように行っていくかが問題となる。 特に一体型の場合、小学校内で実施することから、小学校の教職員の負担が増加することが予想される。指導員と小学校の教職員の責任範囲を明確に区分しない場合、制度として機能しない恐れがある。 <p>当該プランへの対応として、財政的な手当てと今後の展開のスケジュールは作成されておらず、全市的に展開する場合、実施場所の確保と指導員の確保の検討が急務となる。</p> <p>神戸市はこれまで、中学校区に一つの児童館を整備し、指導員の育成等についてもノウハウが蓄積していることから、放課後子ども総合プランへの対応として児童館の施設の活用及び児童館の指導員の活用も考えられる。児童館のあり方について検討する際、学童保育への対応、放課後子ども総合プランへの対応を含め総合的に検討することが必要である。</p>	<p>導員を配置し体制を強化するとともに、地域の参画を得ながら実施している。</p> <p>平成27年度以降は、喫緊の課題である高学年児童を含めた学童保育の過密解消のために小学校等で実施場所を確保し、それに合わせて神戸っ子のびのびひろばの実施日数の拡大を図り、学童保育児童が神戸っ子のびのびひろばのプログラムに参加できるよう一体型での全ての児童の安全・安心な居場所づくりを進める。</p> <p>実施にあたっては、小学校の負担感の軽減や両事業の交流を図るため、児童館のノウハウを持った主任指導員等を配置し、更なる実施体制の強化を図る。</p> <p>(こども家庭局)</p>	
<p>(3) 青少年育成事業</p> <p>① 青少年会館のモニタリングについて【意見 25】</p> <p>青少年会館は、神戸市に一つしかなく、好立地にある。ここで、市の委託事業として実施する以上、特定の利用者のみが利用する状況、すなわち「知る人ぞ知る施設」という状況は望ましくないと考える。したがって、適切に広報活動を行い、認知度を上げ、その成果がモニタリングできる指標(例えば新規登録者の人数)を設定し、PDCAサイクルをまわすことが必要と考える。また、利用延べ人数だけでなく、リーダーを養成するに資するイベントの開催回数やボランティア活動に参加した人数等、活動理念に即したモニタリング可能な指標を経年比較し、きわめて利便性の高い場所にある神戸市保有資産が有効に活用されていることを内外に示すことを指定管理者に要請することが必要である。</p>	<p>中央区内の中学校・高等学校へチラシを配布したりホームページを見やすく更新したほか、スペースを有効活用しロビーを広げた結果、26年度の利用者は、25年度と比較し件数で6%、人数で11%増加した。また、指定管理者応募時の計画数値等を指標とし、毎年評価を行うとともに公表しており、引き続き実施していく。</p> <p>(こども家庭局)</p>	措置 済
<p>8. 子育てについて行政の支援を必要とする児童について</p> <p>(1) 行政の支援を必要とする児童に対する他部署との連携・情報共有について【意見 26】</p> <p>いじめ・不登校の問題については、その認知が就学後の学校にお</p>	いじめ・不登校の問題に	措置

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>いて行われるところであるが、その原因が学校内で生じた事象だけではなく、家庭環境等が要因となっていることも考えられる。このような子どもの成長における課題への対処として、就学前の乳幼児期から保健師・保育士・教員等の専門家が早期に端緒を発見し、切れ目なく情報を共有し連携する仕組みが必要であると考え。</p> <p>また、障がい児に対する支援について、様々な支援策があり、それぞれの現場において必要に応じて行われている。</p> <p>関係機関・他部局との連携については、いじめ問題対策連絡協議会、各地区生徒指導連絡協議会等を通じて定期的に行われており、各個別事案について現場レベルでは、保護者の了解の上で、必要な情報の連携が行われているものの、保護者の了解が得られない等を理由としてスムーズな情報の連携が行われずに早期対応の妨げになっている可能性がある。</p> <p>幼保小の連携については、【意見33】において後述するが、これに加えて、神戸市に在住している児童の健全育成を図る観点から、就学前の乳幼児健診からかかわってきている保健師、就学後の児童が関わる学童保育の指導員も含め、適時・適切な対応を行う上で情報の連携を行っていくことが必要である。</p> <p>上記連携については、保護者の同意の上で行っていくことが基本であるが、保護者の同意が得られない場合も想定される。その場合に、専門家が関与する保育所・幼稚園・小学校・学童保育の4者間での情報の接続が行われないことで、支援を必要とする児童(問題ある保護者から守られる必要がある児童を含む。)に対する適時・適切な対応の妨げとなることが考えられることから、保護者の同意が得られない場合であっても、情報の連携が行うことができるよう、神戸市としての情報の接続の考え方を明らかにし、各関係機関・部局において接続すべき情報について認識を一致させておくことが必要である。</p>	<p>については、区において関係機関(保育所・幼稚園・小中学校・警察・児童養護施設等)を招集し、児童虐待防止に関する会議を開催しており、情報交換や対応方法について協議し、接続すべき情報について認識を一致させている。</p> <p>また、必要に応じて保健師やケースワーカーによる家庭訪問を実施し、保育所・幼稚園・小中学校等に必要な情報を接続している。(こども家庭局)</p> <p>現在、就学時健診や幼稚園、小学校で毎年実施している健康診断・保健調査等により、必要な支援を把握し情報を共有している。今後も、引き続き、関係部局と情報接続システム、幼保小の情報共有のあり方について検討していきたい。</p> <p>又、子供の個人情報保護の観点から個人情報を記載してもらうことへの同意をとるほか、教育現場においては、保護者との信頼関係に基づき、個々の児童への支援の充実を図るため、児童個人の発達上の課題について、個人情報の扱いに十分配慮しながら情報共有を行っているところである。保護者の同意が得られない場合の取扱いについては、保護者による児童虐待の可能性が高い事案等の特段の例外を除き、情報の連携を図ることは難しいと認識している。実りある支援のためには、保護者との信頼関係の構築が不可欠であると考えており、引き続き、保護者の理解・同意が得られるように努めていく。(教育委員会)</p>	<p>済</p> <p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 増加する虐待相談・通報に対する対応について【意見 27】</p> <p>平成22年以降の虐待相談の件数増加に対して、対応する職員数が微増にとどまっている。</p> <p>全国の児童相談所において、児童虐待の疑いがあるにもかかわらず、児童相談所が適切に対応していないことから、死亡事案に発展しているケースも少なからず見受けられる。</p> <p>このような事故を未然に防ぐためには、適切な職員配置が必要である。職員一人あたりの適切な対応数を把握するとともに、神戸市における児童を守るために必要とされる質を維持するための方策を講じることが望まれる。</p>	<p>児童福祉司や児童心理司の配置基準の見直しなど、今後の国の動向にも注意を払いつつ、市民サービスを低下させないよう、きめ細やかな対応を行うことのできる適切な体制の構築を検討する。</p> <p>(こども家庭局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>(3) 児童虐待の恐れがある児童への網羅的な対応について【意見 28】</p> <p>3歳児までの乳幼児については、全児童が対象となる乳幼児健診の状況を把握のうえフォローが行われているが、4歳から就学前の在宅児童(幼稚園、保育所等に通っていない児童)について網羅的に調査は実施されていない。</p> <p>また、未就学児の居場所について、3歳児以上については、保育所・幼稚園に在籍している児童が多くを占めており、それぞれの場所において児童虐待を受けていることの兆候について発見できる可能性が高くなる。しかし、在宅児童については児童虐待を受けていることが把握されにくい状況であり、網羅的に児童と接見して状況を把握できていない。自治体として網羅的に所在不明児を把握するには制度上の制約があるため、行政としての役割を補完する警察署等との協議を深め、相互で連携可能とする仕組みを構築していく必要がある。</p> <p>また、3歳児健診以降に保育所・幼稚園に通っていない児童について、通園支援を行う事業について一部区の子育て支援センターにおいて実施しているが、現状、全市的に展開されている状況ではなく、通園せず在宅保育している理由が網羅的に把握される体制となっていない。</p> <p>在宅児童については、児童虐待において、早期発見ができないリスクが高いと考えられるため、児童虐待の疑いがないか継続的なモニタリングができる体制を構築すべきである。</p>	<p>児童虐待については、緊密な連携及び役割分担により、事案への的確な対応をするため、平成26年2月に兵庫県警察と児童虐待事案にかかる連携に関する協定を締結し、平時からの情報共有や相互の連携・協力体制の強化を図っている。</p> <p>また、発生予防、早期発見・早期対応が重要であることから、11月の児童虐待防止推進月間に、オレンジリボンキャンペーンとして市民へ児童虐待の防止や早期発見、相談・通報窓口の案内など、啓発活動を実施している。</p> <p>在宅児童については、継続的なモニタリングができる体制はないが、引き続き啓発活動を実施することにより、相談・通報窓口の周知に努め、早期発見・早期対応につなげていく。</p> <p>(こども家庭局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>(4) 乳幼児健診におけるフォロー状況等のモニタリングについて【意見 29】</p> <p>乳幼児健診を未受診の場合の対応は、各区の担当者が受診の勧奨を行い、それでもなお未受診の場合は、保健師による家庭訪問やこども家庭支援室における他の施策の状況を確認の上、目視を原則とした安否の確認を行っている。</p> <p>その結果、平成25年度における未受診児のうち安否がわからない</p>	<p>乳幼児健診の未受診児への対応については、各区において台帳管理しており、年度の途中(5月と1月)に、こども家庭局において</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 幼保小の連携</p> <p>①行政連携の実施状況の確認</p> <p>ハ. 連携の目的の明確化【意見 32】</p> <p>教育委員会事務局では、幼稚園と保育所等との連携について、「幼児期における躰実践モデル事業」や「豊かな心育成連携プログラム事業」などの事業を実施している。</p> <p>その一方で、保育所と未連携となっている公立幼稚園があり、教育委員会事務局が公立幼稚園を対象に実施したアンケート調査では、「近隣に幼児施設がなく物理的に困難」、「子どもの人数が多く互いに施設に行き来することが困難」、「生活の時間帯が違う」等、未連携の理由についての回答を入手している状況である。</p> <p>このように、幼稚園と保育所等との連携については、困難な場合も想定されるが、単なる行事の交流等ではなく、教育・保育に共通する知識・ノウハウを共有し、相互サービスの質を高める等、目的を明確にすることで、連携をより積極的に推進することが望まれる。</p>	<p>「豊かな心育成連携プログラム事業」については、平成26年度5か所実施から平成27年度は10か所実施することとなっている。今後も、より多くの職員が教育・保育に共通する知識・ノウハウを共有できるよう取り組みを進め、連携を推進する。（こども家庭局）</p> <p>「幼児期における躰実践モデル事業」の取組成果を「躰カリキュラム集」にまとめ、私立幼稚園、公立保育所、私立保育園、認定こども園及び小学校に配付し、周知を行った。又、小学校への滑らかな接続を進める「豊かな心育成連携プログラム事業」の実践事例集も配付し、幼児教育と小学校教育の教育課程について発信し情報共有を行った。幼稚園と保育所等との連携については、現在行っている教育課程の情報共有のみならず、教育・保育に共通する知識・ノウハウの共有や、相互サービスの質の向上等、連携を積極的に進めていく。 (教育委員会)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>
<p>②情報連携【意見 33】</p> <p>幼保小の情報に関する連携に関しては、幼稚園から小学校へ進学する児童の情報については、学校教育法施行規則第24条に基づき、「幼稚園幼児指導要録抄本」が幼稚園から小学校に送付されており、保育所に入所している子どもが小学校へ就学する際には、保育所保育指針に基づき「子どもの育ちを支えるための資料」が「保育所児童保育要録」として送付されている。</p> <p>イ. 幼稚園と保育所の相違</p> <p>「幼稚園幼児指導要録」においては、次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等、幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入することになっており、「保育所児童保</p>	<p>イ.</p> <p>保育所においては、入所時、保護者に対し、子どもたちを保育するため</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>育要録」においては、養護(生命の保持及び情緒の安定)及び教育に関わる5領域について、子どもの発達過程や保育の環境に関する事項等を踏まえて記載すること、幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入することが求められている。</p> <p>「保育所児童保育要録」については、「「子どもの育ちを支えるための資料」の取り扱いについて」をこども家庭局子育て支援部振興課が公立・私立保育所長宛に発出し、記載内容の統一を図っているものの、「幼稚園幼児指導要録」については、記載内容の留意事項等を記載した「神戸市立幼稚園並びに特別支援学校幼稚部幼児指導要録様式及び記入の手引」を公立幼稚園に対して送付しているが、幼稚園児の約9割を占める私立幼稚園は対象となっていない。</p> <p>児童の発達に関する事項など慎重に取り扱う必要のある情報が含まれており、保護者の認識と一致していない場合、小学校での学習に必要な情報が接続されていないことも考えられるため、保育所・幼稚園から小学校への情報の接続については、保護者の同意の上で行うことが原則であるが、保護者の同意が得られない状況も想定されることから、神戸市として保育所・幼稚園から小学校への情報の接続の考え方を明らかにする、「幼稚園幼児指導要録」「保育所児童保育要録」の記載ガイドラインを策定する等、保護者の同意が得られない場合の対応を検討しておくことが必要である。</p>	<p>に必要な様々な情報について、目的以外使用しない旨を明記し承諾を得ている。承諾を得た子どもについては、文書により小学校へ情報を接続している。</p> <p>また、承諾を得ていない子どもも含めて、小学校の教諭が保育所等を訪問し、または電話等により、就学予定児童についての情報交換を実施している。</p> <p>(こども家庭局)</p> <p>平成21年1月28日の文部科学省からの通知を受け、「神戸市立幼稚園並びに特別支援学校幼稚部幼児指導要録様式及び記入の手引き」を作成し、市立幼稚園・特別支援学校幼稚部を対象に配付した。又、神戸市私立幼稚園連盟事務局にも、配付した。一方、私立幼稚園には、兵庫県企画県民部管理局私学教育課を通じて周知されているところである。</p> <p>(教育委員会)</p>	<p>措置状況</p> <p>措置済</p>
<p>ロ. アレルギー情報の共有</p> <p>なお、アレルギー疾患に関する子どもの情報について、保健福祉局主導による情報交換はあるものの、過去から給食を提供してきた公立保育所の職員に対する研修等のノウハウを公立幼稚園へ展開したり、小学校等で生じた「アレルギーに関するヒヤリ・ハット事例と対応策」を相互に提供し合い、共有したりすることにより、有用かつ効率的な子ども支援体制が構築できると考える。また、私立幼稚園や私立保育所に神戸市が積極的に情報提供するとともに、将来的には情報を収集・蓄積し、全神戸市としてアレルギー等の特殊な問題に対して、切れ目なく漏れがない子ども支援体制を構築すべきと考える。</p> <p>積極的に情報連携できる仕組みを構築し、神戸市全体として子育て支援に有効かつ効率的に取り組む体制が必要である。</p>	<p>ロ.</p> <p>私立保育所については、従来より情報提供するとともに、情報を収集・蓄積しているところである。</p> <p>また、私立幼稚園については、子ども・子育て支援新制度の給付対象となる幼稚園及び認定こども園となる幼稚園に対しては、私立保育所と同様の取り扱いとなり、積極的に情報連携できる仕組みが構築できることとなった。</p>	<p>措置状況</p> <p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>これを受けて、各施設に「アレルギー対応の手引き(第2版) 平成25年9月」を配布する他、注意喚起の文書の配布、エピペン預かり児童の在籍調査など随時情報の提供及び収集を行っている。(こども家庭局)</p> <p>平成27年4月より神戸市立学校園にアレルギーに関するヒヤリ・ハット報告を行うよう周知を図った。</p> <p>今後は、ヒヤリ・ハット報告後の対応策等の情報共有を「神戸市アレルギー性疾患対策検討会」において行い、関係部局と連携していく予定である。(教育委員会)</p>	措置方針
<p>(3) 区役所との連携</p> <p>①区役所の強化機能【意見 34】</p> <p>子ども子育て支援事業において、住民のニーズがより多様化、複雑化している中で、住民との直接の窓口となる区役所はより重要な役割を担うことになる。</p> <p>区役所には、こども家庭支援課、地域子育て支援センター、区社協が存在しているが、こども家庭支援課の所属は区役所、地域子育て支援センターの所属は本庁のこども家庭局、区社協は、市社協に所属しており、市社協を外郭団体として所管しているのが保健福祉局であるといった状況である。</p> <p>このように部署ごとの所属が複数にまたがる状況で、区役所の限られた人員の中、多様化、複雑化する住民ニーズにこたえ、かつ、効率的な事業運営を行うためには、その中心を担うこども家庭支援課が主導して、区役所における子ども子育て支援事業を横断的な視点から把握し、調整を行うことが必要であると考えます。</p> <p>このためには、こども家庭支援課において、専門の人員を確保する、もしくは、保育サービスコーディネーター等の機能を強化し、横断的な調整をする役割を担わせることにより、子ども子育て支援事業において、区役所がその役割をより機能的に発揮できるような仕組みを整えることが必要である。</p>	<p>平成25年度より各区こども家庭支援課(北須磨支所保健福祉課・北神保健福祉課を含む。)に「保育サービスコーディネーター」を配置し、きめ細やかな利用者支援を推進するため、子どもの保育を希望するご家庭に寄り添い、相談に応じ、個々の状況にあった的確な保育サービスの情報を提供し、待機児童の解消につなげていく取り組みを進めている。</p> <p>新制度では、保育サービスコーディネーターを中心とした利用者支援事業をさらに進めることにより、利用者が保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業等の様々な施設・事業の中から選択する仕組みが充実されるものと考えており、相談業務も含め、利用</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	者支援事業の強化を図っていく。(こども家庭局)	
<p>②窓口の一本化について【意見 35】</p> <p>子育てに関する各種問い合わせについては、その内容に応じて、区役所の各部署の担当者に問い合わせることが必要な状況であるが、一つの窓口で子育てに係る問い合わせに対応できるような体制を整えることが、住民サービスの向上のみならず、市としての業務効率の向上にもつながると考えられる。</p> <p>例えば、現状のこども家庭支援課、地域子育て支援センター、区社協の出先部署のいずれかにおいて一本化する、もしくは、保育サービスコーディネーター、子ども育成推進員にその役割を担わせる等の対応が考えられるが、市民目線から分かりやすい子育てサービスをワンストップで提供できるよう検討する必要がある。</p>	<p>利用者支援事業は、子ども及びその保護者等が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的としている。</p> <p>本市では保育サービスコーディネーターを配置しており、利用者支援を推進しているが、まずは当事業の普及を図り、今後さらに充実した利用者支援事業の実施及びワンストップサービスにつながるよう努めていく。(こども家庭局)</p>	措置方針
<p>(4) 地域住民・団体との連携</p> <p>①大学連携によるノウハウの活用【意見 36】</p> <p>神戸市は、市内の大学内の余裕スペース等に常設のつどいの広場を設ける「ひろば」型の地域子育て支援拠点の整備を推進している。このメリットとして、大学側にとっては研究の場または実践の場が設定できることや保育士養成カリキュラムの一環に取り組めること、利用する側にとっては大学の研究成果に基づく講座等に参加できることが挙げられる。</p> <p>しかし、大学連携による専門性・多様性に富んだ情報が、例えば増加傾向にある発達障害やアレルギー等の専門知識・経験を必要とする分野において、神戸市側にて十分に集約・活用されているとは言い難い。神戸市は各大学への補助金支給にあたり、事業開始時の「事業計画申請書」と年2回の「実績報告書」は入手しているが、神戸市と大学間の定期的な情報共有の場が設けられておらず、また実績報告の様式は統一されていない。大学の自主性を尊重する点は理解できるが、子育てに関する専門性の高い情報を有効活用する及び補助金支給事務の適正性の観点からも、有用な情報を適時、適切に把握して、大学による地域子育て支援拠点のない区も含めて、地域の子育て関連施設や関連団体へ広く情報をフィードバックし、活用する体制を整える必要がある。</p> <p>なお、大学側との情報共有については、平成26年度に初めて神戸市と大学との連絡会が開催されているが、今後も定期的に開催して意見交換し、各大学での活動状況や課題を適時に把握する必要がある。</p>	<p>平成26年10月に大学連携実施大学が7大学となったため、12月に大学と、各区の地域子育て支援センターが、地域子育て支援拠点事業に関する今後の課題や方向性について、第1回目の意見交換会を行い、情報や課題の共有を行った。</p> <p>今後も、引き続き意見交換会を実施し、各大学での活動状況や課題を把握、解消する。(こども家庭局)</p>	措置済
<p>②地域におけるボランティア活動への助成・報酬支給のあり方【意見 37】</p> <p>各地域では、中学校・小学校区単位で元教員、大学生、地域住民、</p>	ボランティアをはじめと	措置

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>保護者等による多様な子育て支援活動が行われている。地域での子育て支援活動の実施団体や各活動への協力者に対する神戸市での有償・無償の区分方針について確認したところ、個別の事業・制度において事情に応じた基準を設けている状況である。これは、支給基準や考え方を事業間で統一することを検討したものの、関連団体の間で意見が異なることや、ボランティアの定義が不明確な中で実現には至らなかったとのことである。</p> <p>しかし、特に配慮を要する児童への学習補助のように、行政が関与すべきものについては、支援が途切れることのないよう、地域による支援活動の実施主体にかかわらず、継続的に有償とすべきである。地域団体の活動については、各団体の自主性に任せるべきではあるものの、その実施内容の中に、本来は神戸市が主導で、また有償で行うべきものはないのか、ボランティアに頼っている現状が行政として正しいのか、そのような観点から活動状況を把握し、各団体への補助制度や報酬の支給基準を整理することが必要である。</p>	<p>する市民活動・地域団体への補助制度や報酬のあり方については、所管局において検討がなされており、連携を図りながら検討を行う。（こども家庭局）</p>	<p>方針</p>
<p>11. 現場視察 (1) 神戸市立小学校の視察 ①成徳小学校（灘区）【意見 38】</p> <p>近隣は阪急六甲駅、JR六甲道駅に近く、神戸市としては珍しく土地が平坦で、人気のある地域であり、仮設校舎による臨時的対応では不十分であると考えられ、土地の権利関係の整理、校区の見直し、校舎の新築等の根本的な解決計画が必要である。</p> <p>また、公園と隣接しており校庭には24時間立ち入り可能であり、防犯上は好ましくない状況となっていることから、小学校の安心・安全の観点から優先的に解決を図る必要がある。</p>	<p>成徳小学校においては、今後の児童数も減少傾向にはなく、現状では当面仮設校舎解消の目処が立っていない状況である。又、校区調整については近隣校も児童数が多く難しいと考えられる。今後、児童数の推移を見極め、校地周辺の状況や予算措置を踏まえながら、仮設校舎の建替えや増改築等による対応も検討していく。</p> <p>防犯対策については、従前より敷地内に設置していた3台の防犯カメラに加え、平成27年1月に公園との境界や校門付近を撮影できる防犯カメラを3台増設した。（教育委員会）</p>	<p>措置方針</p>
<p>②港島小学校（中央区）【意見 39】</p> <p>ポートアイランド地区に1ヶ所の小学校であるため小学校どうしの統合は出来ないが、開設当初の1/3の生徒数になり今後の大幅な増加は見込めない。設備規模が大きく迷路状態になっていることから、生徒の安全も意識し、棟別・階別に利活用に工夫が必要と思われる。</p> <p>また、校庭に天然芝が敷設されており、芝刈り等の天然芝の維持管理を教員が実施していることから、維持管理費や教師への負担を分析した上で、天然芝の必要性を検討する必要がある。</p>	<p>施設の利活用の工夫及び芝生の維持管理にかかる教員の負担等について、引き続き学校とも協議しながら対応を検討していく。（教育委員会）</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>③竜が台小学校（須磨区（北須磨））【意見 40】</p> <p>3棟の内、1棟(中校舎)がほとんど使用されておらず、余裕教室がある状況の中、学童保育コーナーが4階に位置しているため、1階に移動させた方が利便性は高いと考える。施設の利活用に工夫が必要であり、5～10年後を見据えた具体的な計画が必要である。</p> <p>現状、文部科学省に報告している「余裕教室の利用状況」では利用していない余裕教室はゼロとなっているが、視察の結果、このように実際には活用していない余裕教室が存在している。これは、報告当時は該当する余裕教室を「学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース」として利用することを検討していたことから当該項目に入れたものであった。余裕教室の活用については教育委員会内で随時検討しているものの、実際には利用されておらず、有効に活用されているとは言えない。</p>	<p>竜が台小学校中校舎については、児童の減少に伴い余裕教室が存在しているが、多目的教室や学童保育コーナーとして活用しているほか、全市の市立小学校で使用する備品などの一時保管場所として活用している。</p> <p>引き続き、校舎の活用について、学校とも協議しながら対応を検討していく。 (教育委員会)</p>	措置方針
<p>④平野小学校（兵庫区）【意見 41】</p> <p>平野小学校は、兵庫区北部東等学校群の4小学校・2中学校の統廃合計画で、統合小学校の校舎として予定されており、平成20年に公費を29,169千円投入する施設整備が行われた。しかし、その後、保護者等の反対から平野小学校校舎を活用する統廃合計画が抜本的に見直され、当該学校施設としての活用がなくなった。</p> <p>上記の計画変更の主な経緯は以下のとおりである。</p> <p>イ. 平成21年5月に市長説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は4小学校(平野・湊山・荒田・湊川多聞)を平野小学校、旧楠幼稚園跡地、旧湊中学校跡地に、2中学校(湊・楠)は楠中学校等の跡地とする統廃合計画を市長に説明した。 <p>ロ. 平成22年2月に計画見直しの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年6月～平成22年2月にかけて住民・保護者への説明会を実施し、行政区をまたぐ統合についての強い反対や「運動場と校舎が別れており職員室から運動場が見えない」等の指摘があり、湊中学校跡地と周辺敷地などを利用する検討を開始した。 <p>ハ. 平成24年3月に地域住民と合意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更計画は神戸市他部署(道路部局・公園部局)、兵庫県警察署等との調整を重ね、平成24年3月30日に地元住民と合意がなされた。 ・なお、平野小学校の平成4年建築施設は残される予定になったが、平成26年12月末時点で再利用計画は作成されていない。 <p>上記について、教育委員会の主張は「公立小学校や公立幼稚園の統廃合を検討するにあたって、統廃合とその後の跡地利用とを切り離して検討しており、その理由は、跡地利用の検討を統廃合計画と同時に検討した場合、跡地利用で利害が対立してしまうと学校機能の統合が進まなくなり、結果として教育環境の改善につながらない状況が生じることや、想定外の時間が係ることが想定されるため」とのことであった。</p> <p>しかし、平野小学校については、結果として閉校後の有効な活用手段がないまま長期間が経過しており、敷地周辺が狭くアクセス道路に問題があることに鑑みると、統廃合を進める早期の段階で全市的な観点から他部署と連携する体制を整える必要があったと思われる</p>	<p>今後、統廃合計画策定時には早期の段階で関係部署との相談、調整等について、より一層連携を図り、情報共有に努め、効率的な計画を策定するとともに、跡地の活用については、統廃合について一定の目途がつき次第できるだけ早期の段階で、関係部署や区役所とも連携し、全市的な観点からの有効な跡地利用の検討を進めていく。</p> <p>又、平成27年3月に兵庫区役所と兵庫区北部東・中央区統合事業で生じる小学校の跡地について、連絡・協議を行った。 (教育委員会)</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>る。</p> <p>今後、少子化に伴い小学校の統廃合の検討が必要となることに鑑み、全体最適を考慮した場合には、統廃合計画の検討に着手する早い段階で、神戸市所有資産全体の経済性が確保され、市民全体の利益に資するよう、教育委員会内の意思決定プロセスを見直す必要がある。</p>		
<p>(3) 神戸市立保育所の視察【意見 42】</p> <p>神戸市立保育所については、老朽化が進んでおり、建替の可否についても検討が必要な状況になることが想定される。児童の安全面・衛生面で問題がないかを念頭に施設の利用状況について視察を行った。</p> <p>耐震工事については概ね完了しており、一部の保育所については、耐震工事の際に内部造作の改良も行っている。その一方で十分な改良工事が実施されていないため、屋根の防水措置が不十分な状況、低年齢児が保育室から園庭へ移動する際に大きな段差を越えなければならない状況、トイレに段差がある状況等安全面等で課題となる保育所が見受けられた。これらの改善については早急に対応することが望ましい。</p>	<p>屋上防水等の大規模改修については、多額の費用を要するため、優先順位をつけて対応している。</p> <p>その他の改修についても、子どもの安全面を最大限に配慮して、対応していく。（こども家庭局）</p>	措置方針
<p>(4) 神戸市立児童館の視察【意見 43】</p> <p>神戸市立児童館についても、老朽化が進んでおり、建替の可否についても検討が必要な状況になることが想定される。児童の安全面・衛生面で問題がないかを念頭に施設の利用状況について視察を行った。</p> <p>児童館についても、耐震工事は概ね完了しており、雨漏り防止等、最小限の内装工事も行っている児童館が多く見られたが、中には、児童館内の遊戯室については、内装工事が行われているものの、学童保育室については未着手であったり、18歳未満の児童が通う施設であるにもかかわらず、洋式トイレが1基しかないため、男女共同トイレとなっていたり、安全面等で課題となる児童館が見受けられた。これらについては早急に対応することが望ましい。</p>	<p>老朽化対策等については、年度当初に要望のあるものに対し、優先順位をつけて計画的に執行する。</p> <p>トイレの洋式化については、引き続き順次対応する。（こども家庭局）</p>	措置済